

米子市手話言語条例

手話は、ろう者にとって大切な言語である。

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話言語は、音声言語と異なり、手指や体の動き、表情により視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話言語を大切に育んできた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかった時代があったこと、手話言語を使用することができる環境が十分に整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、ろう者の手話言語を使う権利や尊厳が損なわれてきた。

こうした中で、障害者基本法（昭和45年法律第84号）、鳥取県手話言語条例（平成25年鳥取県条例第54号）及び障害者の権利に関する条約（以下「障害者基本法等」と総称する。）において、手話が言語として位置付けられたことにより、手話言語に対する理解の広がりはあるが、まだ十分ではない。

本市においても、手話言語の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話言語を使って安心して暮らすことができるまちづくりが必要である。

ここに、私たちは、障害者基本法等の理念を基に、ろう者の苦難の歴史を回復させ、全ての市民が障がいの有無にかかわらず基本的人権を有する個人として尊重され、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するため、更なる努力を続けることを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解及び普及並びに地域における手話言語を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者とが共生することができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話言語の理解及び普及並びに地域における手話言語を使用しやすい環境の構築は、ろう者が手話言語により円滑にコミュニケーションを図る権利を有し、その権利が尊重されること及びろう者とろう者以外の者の人格と個性が、相互に尊重されることを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、手話言語の理解及び普及が促進されるよう、並びにろう者が様々な場面で手話言語によるコミュニケーションをとることができることにより、自立した日常生活及び地域における社会参加が保障されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の役割)

第4条 市民は、地域社会で共に暮らす一員として、ろう者と手話言語でコミュニケーションをすることにより、ろう者とろう者以外の者とが共に暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 ろう者及び手話言語による意思疎通の支援を行う者（以下「意思疎通支援者」という。）は、手話言語に関する市の施策に協力するとともに、手話言語の意義及び第2条に定める基本理念に対する理解の促進並びに手話言語の普及に努めるものとする。

3 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第5条 市は、障害者基本法第11条第3項の規定により策定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、次の各号に掲げる施策の取組について定めるとともに、これらの施策の推進のための方針（以下「推進方針」という。）を策定し、これらを総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話言語に対する理解及び手話言語の普及を図るための施策
- (2) 手話言語を用いた情報の発信など、ろう者が市政に関する情報を速やかに得ることができるようにするための施策
- (3) 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話言語による意思疎

通支援者のための施策

- (4) 乳幼児期におけるろう児の早期発見及び療育並びにろう児の保護者のための施策
- (5) 教育機関におけるろう児の手話言語の早期教育及びその環境整備のための施策
- (6) ろう者の高齢化に対応するための施策
- (7) 災害時におけるろう者に対する情報の提供及び意思の疎通を支援するための施策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市は、推進方針を策定するときは、ろう者、意思疎通支援者等の意見を聴く機会を確保するとともに、推進方針の実施状況について検証を行い、必要な見直しを行うものとする。

(財政措置)

第6条 市は、手話言語に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。